

桶川市職員出前講座設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下「集会等」という。）に市職員を派遣し、職員の専門知識を生かした桶川市職員出前講座（以下「出前講座」という。）を行うことにより市民の市政に関する理解を深めるとともに、学習機会の充実と意識啓発を図り、もって生涯学習のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 講師の派遣を受けることができるのは、原則として市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(開催時間及び場所)

第4条 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内とする。

2 出前講座は、市内で開催するものとし、その会場については、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

(申込み)

第5条 職員の派遣を希望する団体の代表者（以下「代表者」という。）は、集会等を開催しようとする日の14日前までに桶川市職員出前講座受講申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、職員派遣の可否を決定し、桶川市職員出前講座決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、出前講座の受託を決定する場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。

(受託の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認める時は、出前講座を受託しない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- 二 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- 三 職員出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

2 教育委員会は、第6条の規定により受託の決定をした後においても、集会等が前項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受託の決定を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により出前講座の受託の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、場所その他申請事項を変更しようとするとき又は講師の派遣を取り消そうとするときは、直ちに教育委員会に届出を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(講師料)

第9条 職員出前講座の講師料は、無料とする。ただし、材料費等が必要な場合はそ

の実費を徴収するものとする。

(事務局)

第10条 出前講座に関する総括及び受付事務は、桶川市教育委員会生涯学習主管課が行い、講師派遣等に関する事務は、それぞれ担当課等が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

桶川市職員出前講座受講申込書

年 月 日

桶川市教育委員会教育長 様

団体名

住所

代表者

氏名

電話

桶川市職員出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

希望日時	
場 所	
希望講座	
参加人数	
集会等の名称	
開催目的	
備 考	

様式第2号（第6条関係）

桶川市職員出前講座受講（決定・否決）通知書

年 月 日

様

桶川市教育委員会教育長

年 月 日付けで申込みのありました受講希望につきまして、次のとおり（決定・否決）しましたので、通知します。

開催日時	
場 所	
講座名	
講 師	所属：
受講条件	
否決理由	

桶川市職員出前講座受講報告書

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

団体名

住所

代表者 氏名

電話

桶川市職員出前講座を受講したので、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
場 所	
講 座	
講 師	課 (氏名)
参 加 者	幼児 小学生 中学生 成人 高齢者 他
参加人数	
受講後の 感想・意見	